

我身位ヲ去ト云事アリ、是其證據ナルベシ、但然共多恩ヲ報ズルニ以怨スル體也、  
〔沙石集 八下〕先世房事

萬事ヲ自業ノ因縁ト思ハ、不祥厄難アリトモ、人ヲトガメ、不可恨シカルニ人ノトガトノミ思  
テ、恨ヲフクミ怨ヲ報フ事、返々ヲロカナリ、經曰、怨ヲ以テ怨ヲ報ズルニ、怨ツキニツキズ、草ヲ以  
火ヲケスガ如シ、恩ヲ以怨ヲ報ズルハ、怨ツキニツク水ヲ以火ヲケスガ如シト、

〔榮花物語 浦々の別〕そち殿は、○藤原伊周、中略つくしにおはしつきたるに、そのおりの大貳は、有國朝臣

なり、かくと聞て御まうけいみじうつかうまつる、あはれこどの○伊周の父道隆の御心の、有國をつみも  
なくをこたる事もなかりしに、あさましく無官にまなさせ給へりしこそ、まに心うくいみじと  
思ひしかど、有國ははぢははぢにもあらざりけり、哀にかたむけなく、思ひがけぬかたにこえお  
はしましたるかな、おほやけの御をきてよりは、さしましてつかうまつらんとすなどいひつゝ  
け、よろづにつかうまつるを、入づてにき、給ふも、いとほづかしう、なべて世中さへうくおぼさ  
る、御せうそこ我子のましなりして申させたり、思がけぬかたにおはしましたるに、京のことも  
おぼつかなく、おどろきながら参りさぶらふべきに、九國の守にさぶらふ身なれば、さすがに思  
のまゝにえまかりありかぬになむ、今まで候はぬ、なに事もたゞおほせごとになむ、またがひつ  
かうまつるべき、よのちながくさぶらひけるは、わがとの○藤原兼家の御すゑにつかうま  
つるべきとなんおもひたまふるとて、さまたぐものどもひつどもにかず、去らず参らせたれ  
ど、これにつけても、すぐろはしくおぼされて、き、すぐさせ給ふ、

〔藩翰譜 相馬下〕關ヶ原の合戰事終り、天下悉く平ぎて、相馬既に所帯を沒收せられ家亡ぶべきに極  
る、政宗○伊達 德川殿に訴へ申けるは、相馬は只だにも、政宗が年頃の敵也、それに上杉、石田等にく  
みしたる、一定に候はんには、政宗かれが爲にうたるべき時に至て候ひしに、君の仰せ承り、馳せ